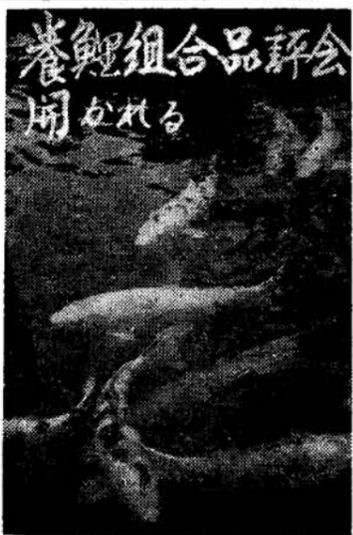


# 福祉の窓から

社会福祉協議会とは

終戦後社会福祉というこ  
とが盛んに使われてまい  
りました。  
社会福祉事業には、国と  
して生活保護法、児童福  
祉法、身体障害者福祉法等  
に基く公的な扶助を行なつ  
ております。しかしながら  
公的扶助のみでは国民の生  
活上全般的な保障が不可  
能であり、この公的扶助で  
満たすことのできない面を  
主として民間社会事業団体  
が補つております。その団  
体の一つとして結成されて  
いる栃尾市社会福祉協議会  
について簡単に説明申し  
上げて市民の皆さんの理解  
とご協力をお願いいたしま  
す。



金および市費補助でありま  
す。  
本年度は季節保育所三カ  
所開設、児童遊園地一カ所  
を設置し敬老会も九月十五  
日の「としよりの日」を中  
心に実施、特に本年は最高  
令者として米寿者十一名、  
米寿以上のかた十八名に記  
念品(木盃)を贈りお祝い  
申し上げました。  
(福祉事務所)

## タバコは

### 市内で

#### 買いましょう

市内のタバコヤ  
の売上高の百分の九  
がたばこ消費税とし  
て市の収入になりま  
す。昨年の市の収入  
額は四百十三万一千  
円でした。

## 養鯉組合品評会

例年行われてきた栃尾市  
養鯉組合品評会が、今年も  
次のとおり開催されます。

栃尾市養鯉組合品評会  
とき 十一月二十四日  
ところ 栃尾小学校

出品点数三百点が予想さ  
れております。  
また、次の三地区におい  
てもそれぞれ開催されます

△一之貝地区  
とき 十一月十一日  
ところ 一之貝小学校

△東谷地区  
とき 十一月十五日  
ところ 旧東谷支所前

## 愛犬には

### 予防注射を

☆飼犬は毎年四月に登録し  
て、春秋二回の狂犬病予防  
注射を受けなければなりま  
せん。  
☆秋の予防注射を次の日程  
で行いますから、前回もれ  
たかたは、もよりの会場で  
必ず受けてください。  
十一月二十日から十二月  
二十日まで、栃尾市内の

△荷頃地区  
とき 十一月十六日  
ところ 荷頃小学校

## 火の元にご注意

今年も全国いつせいに秋  
季火災予防週間がきたる二  
十六日から十二月二日まで  
行われることになりました。  
寒さに向かうにつれて火  
熱を多く使用する時期にな  
ります。電熱器、石油コン  
ロと都合の良い器具も注意  
を怠ると危険であります。

野犬狩りがあります。  
▽十一月十三日  
旧上塩谷支所  
十時半から十二時半  
旧下塩谷支所  
一時から四時  
▽十一月十四日  
旧東谷支所  
十時半から十二時半  
旧東谷支所  
一時から四時

## 税務署より

### お知らせ

申告所得税第二期分の納  
期がまいります。  
期限は十一月三十日であり  
ますが早めにお納め願いま  
す。  
農業所得者の納税は、各  
単協で取り扱っております  
が日数がかかりますから是非  
早く納税願います。  
(長岡税務署)

取灰の不始末からの火災は  
県下で五十四件ありました  
ヌカがまを使っている家庭  
では特に取灰に注意してく  
ださい。  
火の用心火の始末は人  
にまかせず、一人一人が注  
意して実施しましょう。

## 自治官募集

昭和三十三年三月小  
学校を卒業する者  
総務課にありますが、お  
いでになつて手続きをし  
て下さい。  
なお、募集のあらまはし  
次のとおりであります。  
1、募集受付期間  
十二月十五日まで  
2、試験期間  
昭和三十三年一月十  
八日より三十一日まで  
の間  
3、入隊期日  
二月陸士は昭和三十  
二年三月末  
二等空士および二等  
海士は昭和三十三年五  
月以降逐次  
4、応募資格  
昭和三十三年三月二日か  
ら昭和三十三年三月一日  
の間に生れた(昭和三十  
三年三月一日現在十八  
才以上二十五才未満  
)日本国籍を有する男  
子で学校教育法に定め  
る中学校卒業程度の能  
力を有し、かつ自衛隊  
法第三十八条の欠格条  
項に該当しない者  
5、試験科目  
かんたんな筆記試験  
身体検査および口述試  
験を行う

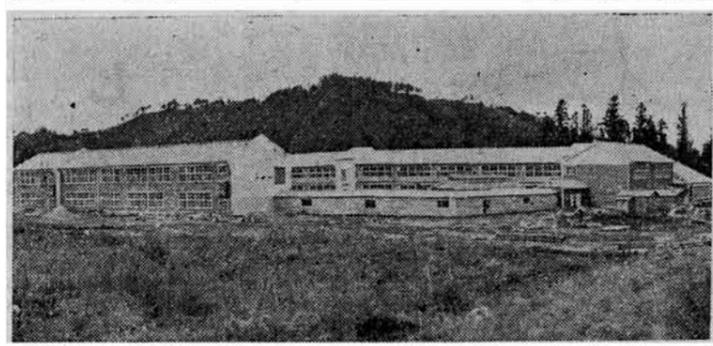
# 広報とちお

発行所  
栃尾市役所  
新潟県栃尾市  
(電話750・26)

き動(現在)人  
日末 18,940人  
口末 20,203人  
人(10月 39,143人  
男女計 7,060  
世帯数

## 待望の栃尾中学校舎

### 第一期工事竣工



上ノ原に建築中であつた予定の工事を竣功しました  
栃尾中学校は十月三十一日  
この中学校は昭和三十年  
第一期工事として  
総工費九百七十九  
千三百三十五円で  
同年八月着工して  
今年三月予定工事  
の一棟を竣功、つ  
いて第二期工事と  
して総工費千八百  
六十一万五千三百  
円で五月に着工し  
十月三十一日竣工  
したものです。  
このようにして  
出来あがつた中学  
校は、特別教室を  
含む二棟に調理室  
一棟を有する立派  
なものです。また  
屋内運動場には着  
工していません  
が、この出来あが  
つた校舎の細部に  
ついてよく整備し  
水道設備を施して  
近くこの美しい学  
び舎に生徒が移る予定です  
【写真は竣功した栃尾  
中学校】

## 交換機が入りました

十一月一日から市役所に  
庁内交換機が入りました。  
今まで五本の局線が入つ  
ておりましたが、利用度か  
らこの五本では少なかつた  
ため、あらゆる事務連絡に  
不便を感じていたものです  
この交換機を入れたことに  
よつて電話機の数も十八個  
にふえ、事務連絡の面にお  
いても今までよりはずつと  
スムーズにできることにな  
りました。  
代表番号、七五〇番にか  
けて、市長、助役、収入役  
や各課の係を呼んで下さい  
なお、二六番だけは従来ど  
おり、局と直通で総務課に  
つなぐります。  
また、夜間は交換手が不  
在になりますから、二六番  
七五〇番、七五一番のうち  
いづれかにかけて下さい。

## 市章の

### 凶案を募集

中野侯及び半蔵金両村の  
合併により、栃尾市の合併  
も一段落しましたので、こ  
の機会に市の紋章を制定す  
ることにいたしました。  
次の要領で市民から凶案  
を募集しますから、ふるつ  
て応募してください。

## 戦没者

### 遺族へ

新聞やラジオの報導で既  
にご存じかと思ひますが、  
先般西部ニューギニアにお  
よびボルネオ方面戦没者の遺  
骨収集および追悼のため、  
派遣団が同地区激戦地の砂  
を持ち帰りこれを希望御遺  
族にお分ちすることになり  
ました。現在その砂は県  
庁民生部世話課に保存され  
ております。ご希望の御遺  
族は十一月二十五日までに  
市役所厚生課へお申し出く  
ださい。

## 歳末援護にご協力を

皆さんがよい年を迎えるよう  
の暮となりませう。  
毎年市民の皆さまからの  
ご同情をいただき、生活  
に困つていらっしゃるかたが  
にも明るく年を迎えらる  
よう歳末援護を行なつてま  
いりました。昨年の状況を  
申し上げ、今年も十二月上  
旬に昨年同様同情袋を配布  
いたしますので、なにごん  
のご協力をお願いいたしま  
す。

▽同情袋による募金額  
八六、六〇〇円  
▽織物工業組合、その他の  
織物工場より  
生地二十九本五反巻  
▽援護状況  
被保護世帯 二四五  
現金 八三、〇〇〇円  
生地 各半反巻  
(金額は世帯人員によ  
り異なる)  
寺泊養老院  
現金 二、五〇〇円  
生地 五反  
新潟学園 五〇〇円  
市外入院患者

## 種痘の接種を

うけましょう  
十一月五日から月末まで  
の間、各所において種痘の  
接種を行います。  
該当者にはそれぞれ通知  
書を発送しますが、もし該  
当者のかたで通知もれがあ  
りましたら、もよりの会場  
で接種を受けてください。  
一、費用 無料  
二、該当者  
第一期  
昭和三十一年九月一日  
から三十一年八月三十一  
日までで生れた  
者  
(但し、上塩谷地区  
のかたは昭和三十年  
七月一日から三十一年  
八月三十一日まで  
に生れた者)

昭和三十三年三月小  
学校を卒業する者  
総務課にありますが、お  
いでになつて手続きをし  
て下さい。  
なお、募集のあらまはし  
次のとおりであります。  
1、募集受付期間  
十二月十五日まで  
2、試験期間  
昭和三十三年一月十  
八日より三十一日まで  
の間  
3、入隊期日  
二月陸士は昭和三十  
二年三月末  
二等空士および二等  
海士は昭和三十三年五  
月以降逐次  
4、応募資格  
昭和三十三年三月二日か  
ら昭和三十三年三月一日  
の間に生れた(昭和三十  
三年三月一日現在十八  
才以上二十五才未満  
)日本国籍を有する男  
子で学校教育法に定め  
る中学校卒業程度の能  
力を有し、かつ自衛隊  
法第三十八条の欠格条  
項に該当しない者  
5、試験科目  
かんたんな筆記試験  
身体検査および口述試  
験を行う

元来戸籍はむずかしい  
ものとしていたのが普通  
でありましたが、それをわ  
かりやすく問答式に解説  
して、市民の  
皆様が  
戸籍の  
なりと  
なりと  
い考  
第一出生  
A 出生届は生れた日か  
ら何日以内にとこの役  
所へ届けるのですか  
B 出生地の市町村役場  
のないうちにお互いに注意  
したいものであります。  
この戸籍問答は、つと  
めて特殊な例はきけ、も  
つと一般的なものを取  
扱つてあります。  
断り、ついで、戸籍と  
もつとも関連のある住民  
登録についても解説した  
い考であります。

へ十四日以内にします  
従つて長岡へ嫁いだ人  
が、実家の栃尾で出生  
したような場合は、栃  
尾市役所へ届け出るこ  
とになります。  
A 出生子の名前に漢字  
制限があるようですが  
その範囲は、  
B 当用漢字と人名用漢  
字に制限されています  
A 届書は何通提出する  
のですか。  
B 出生地に本籍がある  
ときは、一通でよく、  
ないときは、二通提出  
しなければなりません  
A 届け出について何か  
持参するものは無いの  
ですか。  
B よいところに気付き  
ました。それは、届出  
人の印鑑と母子手帳、  
お米の購入通帳、保険  
証など持参して下さい  
A 生れて出生届出の前  
に死亡した場合は、死  
産届でよいのですか。  
B やはり出生届と死亡  
届とを必ずしなければ  
なりません。



